

改 正 後	現 行
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>目 次</p> <p>第1章～第12章 [略]</p> <p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1-1条～第1-8条 [略]</p> <p>第1-9条 打合せ等</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」^{※1}「<u>ウィークリースタンス</u>」^{※2}に努める。 ^{※1}ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ^{※2}ウィークリースタンスとは、<u>労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p> <p>第1-10条 [略]</p> <p>第1-11条 業務実績データの作成及び登録</p> <p>受注者は、業務請負代金額が200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第1-12条～第1-40条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条・第3-2条 [略]</p> <p>第3-3条 調査方法</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>目 次</p> <p>第1章～第12章 [略]</p> <p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1-1条～第1-8条 [略]</p> <p>第1-9条 打合せ等</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」[※]に努める。 [※]ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 <u>[新設]</u></p> <p>第1-10条 [略]</p> <p>第1-11条 業務実績データの作成及び登録</p> <p>受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第1-12条～第1-40条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条・第3-2条 [略]</p> <p>第3-3条 調査方法</p>

改正後	現行
<p>1～11 [略] 12 [略] (1)～(6) (7) 採取したコアは、試料箱 (コア箱) (原則として内長 1 m程度で 5 m分のコアが収納できるもの。) に丁寧に収め深度を明記する。その際、1 回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。 なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。 (8) [略] (9) 試料箱 (コア箱) の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。 13～16 [略]</p>	<p>1～11 [略] 12 [略] (1)～(6) (7) 採取したコアは、標本箱 (原則として内長 1 m程度で 5 m分のコアが収納できるもの。) に丁寧に収め深度を明記する。その際、1 回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。 なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。 (8) [略] (9) 標本箱 の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。 13～16 [略]</p>
<p>第 3—4 条～第 3—9 条 [略]</p>	<p>第 3—4 条～第 3—9 条 [略]</p>
<p>第 4 章 [略]</p>	<p>第 4 章 [略]</p>
<p>第 5 章 サウンディング</p>	<p>第 5 章 サウンディング</p>
<p>第 1 節～第 3 節 [略]</p>	<p>第 1 節～第 3 節 [略]</p>
<p>第 4 節 ポータブルコーン貫入試験</p>	<p>第 4 節 ポータブルコーン貫入試験</p>
<p>第 5—8 条 [略]</p>	<p>第 5—8 条 [略]</p>
<p>第 5—9 条 試験方法</p> <p>試験方法及び器具は、JGS1431 (ポータブルコーン貫入試験方法) によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ 10cm ごとに測定し、そのときの貫入速度は、1 cm/sec を標準とする。 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として 3 m までとする。 	<p>第 5—9 条 試験方法</p> <p>試験方法及び器具は、地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーター によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ 10cm ごとに測定し、そのときの貫入速度は、1 cm/sec を標準とする。 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として 3 m までとする。
<p>第 5—10 条 成果物</p> <p>成果物は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 調査位置案内図、調査位置平面図 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1431 (ポータブルコーン貫入試験方法) により整理し提出するものとする。 	<p>第 5—10 条 成果物</p> <p>成果物は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 調査位置案内図、調査位置平面図 深度と静的貫入抵抗 q_c の関係
<p>第 5 節・第 6 節 [略]</p>	<p>第 5 節・第 6 節 [略]</p>
<p>第 6 章～第 12 章 [略]</p>	<p>第 6 章～第 12 章 [略]</p>

改正後

測量業務共通仕様書

目次

第1条～第40条 [略]

測量業務共通仕様書

第1条～第9条 [略]

第10条 打合せ等

1～3 [略]

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。

※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第11条 [略]

第12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務請負代金額が 200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 [略]

第13条～第40条 [略]

現行

測量業務共通仕様書

目次

第1条～第40条 [略]

測量業務共通仕様書

第1条～第9条 [略]

第10条 打合せ等

1～3 [略]

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

[新設]

第11条 [略]

第12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務請負代金額が 100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 [略]

第13条～第40条 [略]

改正後

設計業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1-1条～第1-19条 [略]

第1-20条 補修 10

第1-21条～第1-23条 [略]

第1-24条 一時中止 11

第1-25条～第1-26条 [略]

第1-27条 部分使用 12

第1-28条～第1-29条 [略]

第1-30条 守秘義務 13

第1-31条 [略]

第1-32条 臨機の措置 14

第1-33条～第1-38条 [略]

第1-39条 調査・試験に対する協力 18

第2章 [略]

設計業務共通仕様書

第1章 総則

第1-1条～第1-5条 [略]

第1-6条 管理技術者

1・2 [略]

3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システム (GIS) を活用する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4～7 [略]

第1-7条～第1-9条 [略]

第1-10条 打合せ等

1～3 [略]

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」^{※1}「ウィークリースタンス」^{※2}に努める。
 ※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することを

現行

設計業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1-1条～第1-19条 [略]

第1-20条 補修 9

第1-21条～第1-23条 [略]

第1-24条 一時中止 10

第1-25条～第1-26条 [略]

第1-27条 部分使用 11

第1-28条～第1-29条 [略]

第1-30条 守秘義務 12

第1-31条 [略]

第1-32条 臨機の措置 13

第1-33条～第1-38条 [略]

第1-39条 調査・試験に対する協力 17

第2章 [略]

設計業務共通仕様書

第1章 総則

第1-1条～第1-5条 [略]

第1-6条 管理技術者

1・2 [略]

3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システム に関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4～7 [略]

第1-7条～第1-9条 [略]

第1-10条 打合せ等

1～3 [略]

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」[※]に努める。
 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することを

改正後

いう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第1-11条 [略]

第1-12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務請負代金額が 200 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 [略]

第1-13条～第1-39条 [略]

第2章 設計業務

第2-1条～第2-5条 [略]

参考図書一覧表

名 称	編集又は発行所名	備 考
土地改良事業計画設計基準	<u>農 林 水 産 省</u>	
土地改良事業計画指針	〃	
土地改良事業設計指針	〃	
土地改良事業標準設計	<u>〃</u>	
コンクリート標準示方書	土 木 学 会	
道路構造令の解説と運用	日 本 道 路 協 会	
改定 解説・河川管理施設等構造令	日 本 河 川 協 会	
解説 電気設備の技術基準	<u>経済産業省産業保安・安全グループ</u>	
ダム設計基準	日 本 大 ダ ム 会 議	
舗装の構造に関する技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	
舗装設計施工指針	〃	
舗装施工便覧	〃	
道路橋示方書・同解説	〃	
防護柵の設置基準・同解説	〃	
トンネル標準示方書・同解説	土 木 学 会	
水門鉄管技術基準	<u>電 力 土 木 技 術 協 会</u>	
鋼構造物計画設計技術指針	<u>農 林 水 産 省</u>	
電気設備計画設計技術指針	<u>〃</u>	
水管理制御方式技術指針	〃	
土木工事共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書	<u>〃</u>	
土木工事施工管理基準	<u>〃</u>	
土木製図基準	土 木 学 会	

現 行

いう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

[新設]

第1-11条 [略]

第1-12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務請負代金額が 100 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 [略]

第1-13条～第1-39条 [略]

第2章 設計業務

第2-1条～第2-5条 [略]

参考図書一覧表

名 称	編集又は発行所名	備 考
土地改良事業計画設計基準	<u>農 業 農 村 工 学 会</u>	
土地改良事業計画指針	〃	
土地改良事業設計指針	〃	
土地改良事業標準設計	<u>農業農村整備情報総合センター</u>	
コンクリート標準示方書	土 木 学 会	
道路構造令の解説と運用	日 本 道 路 協 会	
改定 解説・河川管理施設等構造令	日 本 河 川 協 会	
解説 電気設備の技術基準	<u>経済産業省資源エネルギー庁</u>	
ダム設計基準	日 本 大 ダ ム 会 議	
舗装の構造に関する技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	
舗装設計施工指針	〃	
舗装施工便覧	〃	
道路橋示方書・同解説	〃	
防護柵の設置基準・同解説	〃	
トンネル標準示方書・同解説	土 木 学 会	
水門鉄管技術基準	<u>水 門 鉄 管 協 会</u>	
鋼構造物計画設計技術指針	<u>農 業 土 木 事 業 協 会</u>	
電気設備計画設計技術指針	<u>農 業 土 木 機 械 化 協 会</u>	
水管理制御方式技術指針	〃	
土木工事共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書	<u>全国農村振興技術連盟</u>	
土木工事施工管理基準	<u>農 業 土 木 事 業 協 会</u>	
土木製図基準	土 木 学 会	